以手紙申上候通り昨夕御宅強行之儀ハ
御断申上候奉恐入候ニ付拙者ハ十五日来ル
廿日人見氏葬祭ハ行ヒ
出張ニ付舞家一泊ニ九日発足国府津止宿致ス
筈ニ付人伝回縣引渡し之事の外多忙ニ
付取敢ず引渡し仮ニ委細ハ後日東行
之上申上ル右護送ニ而ハ出張ハ新ニ二泊止宿ニ
静岡藩
書木冬事ニ面倉中村大属ニ而冬松園一茅ニ而冬ハ

静岡藩さより右之件曰総言云云七是より御家新御
家之御ヨリ幸名一向仕候御辰巳部之部事五東京中之
原本不仕御是之云云数多是より御家新しと
家之御○人見田行之件道中無之念相語り仕御出〻ト
事實お探り御家静岡藩論一定之移房お地廟堂之
光動ヲ仕居り徳川再興再發之儀ヲ申居り御人見ヨリ
第知仕る中を以て一張一名之儀ヲ御連七拙者之
総元御家新家之申之件

人見彌右郎事次第ヨリ御出張之除職之件所を申ての
拙者作成御出張之事實部事仕御家令被於原東
京所を存之御を集学校連金谷原之徒暴動及一時
五能を総平御家之人皆ヲ谷下拙事事實言上之
上〻無後と存ての○右之件京者之ヲ別枝村令事右
若公名札を出し御家下拙名前未タ無之御家
家中之件右之内之伝用し御ヲ取御家是非
申述御出張之合を御家御家之同論事實申之委細

浮説を以て成りし方法にて第二
人見彼方にて京都に上る浮説を大坂より出庫に至る
ける京都へ移さんとの説出次第下拙も同行仕り代
方相成に付第二番にて
来る廿六日諸相唱長りに付大坂藩に中を以て
今日フレイ殺し一勢に付第一番に保護保練者盛に
之型是を静国侯諸より出張しにて
勢あり長屋に集る仮名第四中に出て富士郎
湖水に沿ふ外に名護屋に敵多多に付
格別之人物に入りし三十八人も出張
あり鎮静に成りに付る方相成に
探索に出る調書出張
人見事件に付き京坂に長州藩にて仕る為
未だ繋者に仮定仕る書屋等繋者の
出張なし

徳川七族陰謀仕候事九月廿七日十分こわしり腹中に入り
候様に御心ゆるし候事実詳
しくあらはれ申候○深川氏と長州藩より申出候事
京都にて西郷静謐に成候ても
御前様を西郷に成候と
西郷に成候御仕方
謹言
二月十五日京都ヨリ發ス
小島大兄
足下
大伴千秋